整理番号（機構使用欄）	様式 ㊟ 653
＊　－A－	

㊟ 小規模企業共済契約に係る共済事由等発生の届出書(無支給用)

令和　　年　　月　　日

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿

（届出人）※共済契約者ご本人がご記入ください。(共済契約者ご死亡の場合を除く。)

〒　　－

住所

(フリガナ)

氏名

生年月日　1. 大正　2. 昭和　3. 平成　　年　　月　　日

共済契約者との続柄

電話番号　　(　　)

下記の共済契約者につき共済事由が生じたのでお届けいたします。なお、共済金(解約手当金)は無支給であることを了承しております。

1. 共済契約者名

共済契約者番号　　－　　氏名

2. 共済事由発生年月日

下記の事由が発生した日をご記入ください。(任意解約の場合は記入不要です。)

令和　　年　　月　　日

3. 共済事由(該当する事由コードにひとつだけ○印をつけてください。

コード	共済契約者が個人事業主の場合
1101	個人事業の廃止(共)
1102	個人事業主の死亡(共)
1107	個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡(準) ※事由発生日が平成28年4月以降の場合は1101になります。
1108	個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任しなかった(準)
1109	個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)(準)
1129	1109の場合で、役員たる小規模企業者となった(解)
1110	任意解約(個人事業主の自己都合による解除)(解)
1111	12か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除（解）
1112	老齢給付(個人事業主が65歳以上で掛金納付月数が180か月以上)(共)
平成23年1月以降加入(含、平成23年1月以降共済事由が発生し同一人通算、承継通算手続き)した方で法人成りした場合	
1130	制度への加入が平成23年1月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員に就任しなかった(準)
1131	制度への加入が平成23年1月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)(準)
1132	1131の場合で、役員たる小規模企業者となった(解)

コード	共済契約者が会社等役員の場合
1203	会社等の解散(共)
1204	会社等役員の疾病・負傷又は満65歳以上(平成28年4月以降)での退任(共)
1205	会社等役員の死亡(共)
1206	会社等役員の退任(1203・1204・1205以外)(準)
1210	任意解約(会社等役員の自己都合による解除)(解)
1211	12か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除(解)
1212	老齢給付(会社等役員が65歳以上で掛金納付月数が180か月以上)(共)

コード	共済契約者が共同経営者の場合
1151	個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任(共)
1152	共済契約者の死亡(共)
1154	共同経営者の疾病又は負傷による退任(共)
1157	個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業の全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)(準) ※事由発生日が平成28年4月以降の場合は1151になります。
1158	個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった(準)
1159	個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)(準)
1179	1159の場合で、役員たる小規模企業者となった(解)
1180	共同経営者の退任による解約(解)
1160	任意解約(共同経営者の自己都合による解除)(解)
1161	12か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除(解)
1162	老齢給付(共同経営者が満65歳以上で掛金納付月数が180か月以上)(共)(分・併)

(注)共…A、B共済事由
準…準共済事由
解…解約事由

4. 必要添付書類

○共済契約締結証書

○共済契約者の除籍抄本(共済契約者ご死亡の場合のみ)